

米子市暴力団排除条例が制定されました

平成24年4月1日施行

この条例は、市、市民、事業者が一体となり、社会全体で暴力団を監視するとともに、米子市から暴力団を追放していく強い意志を表明したものです。

暴力団を
恐れない

暴力団に
金を出さない

暴力団を利
用しない

排除対象（暴力団等）

- ・暴力団
- ・暴力団員
- ・暴力団、暴力団員の利益につながる活動を行う者・密接な関係を持つ者

県条例の内容も適用されます。

米子市暴力団排除条例には、罰則や違反者に対する措置はありませんが、平成23年4月に施行された鳥取県暴力団排除条例の規定により、条例に違反する者には罰則が科せられたり、暴力団とかかわりを持つ事業者等には、その事実を公表する措置をとる場合があります。（裏面に概要を記載）



～米子市暴力団排除条例の主な内容～

1 市の取り組み

～市の事務事業から暴力団を排除します。～

市の役割

県や他市町村、関係団体と連携して施策を推進し、暴力団排除に役立つ情報を警察に提供します。

市の事務事業における措置

暴力団に利益を与えないように公共工事など市の事務・事業から暴力団等を排除します。

青少年に対する教育

中学校等で、生徒が暴力団に加入したり、被害を受けないような教育が必要により行われるようにします。

市民・事業者に対する支援、広報、啓発

市民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、警察と連携して情報提供等の支援をしたり、広報、啓発を行います。



2 市民及び事業者の取り組み

～暴力団を利用しません。暴力団にお金を出しません。～

市民及び事業者の役割

- ①暴力団排除のための活動に取り組み、市の施策に協力するよう努めます。
- ②暴力団排除に役立つ情報を知ったときは、市や警察に提供するよう努めます。
- ③暴力団と密接に交際するなど社会的に非難されるような関係を持たないよう努めます。
- ④事業者は、暴力団と一切の関係を遮断するよう努めます。

威力利用、利益供与の禁止

債権回収や紛争解決等を目的に暴力団等の威力を利用してはいけません。

また、暴力団等に利益の供与をしてはいけません。



～鳥取県暴力団排除条例の主な禁止内容～ (米子市にも適用されます)

不動産の譲渡等を
しようとする者が

- ・暴力団事務所に使用されることを知って契約、契約の代理・媒介をすると

事業者が

- ・威力を利用すること等により、暴力団員や暴力団員が指定した者へ利益提供をする

暴力団員が

- ・威力を利用させたこと等により事業者から利益を受けると

行事主催者等が

- ・行事に暴力団を利用すると
- ・暴力団員を行事の運営に関与させると
- ・行事の場所で暴力団員に露店等を出させると

公安
委員会
による

調査
勧告
公表

学校、児童福祉施設、図書館等の施設から周囲 200m
の区域内に暴力団事務所の開設又は運営をすると

1 年以下の懲役
50 万円以下の罰金